

須崎市図書館等複合施設整備事業

実施方針

令和4年8月26日

須 崎 市

<目次>

1. 総則	1
2. 特定事業の選定に関する事項	2
2.1. 事業内容に関する事項	2
2.2. 特定事業の選定方法等に関する事項	5
3. 事業者の募集及び選定に関する事項	6
3.1. 事業者の募集及び選定方法	6
3.2. 応募者の備えるべき参加資格要件	6
3.3. 提案書類の取扱い	9
3.4. 審査に関する事項	10
3.5. 契約に関する事項	10
4. 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	11
4.1. 予想される責任及びリスク分担	11
4.2. 事業の実施状況のモニタリング	11
5. 事業契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	12
6. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	12
6.1. 事業継続に関する基本的な考え方	12
6.2. 事業の継続が困難となった場合の措置	12
7. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	13
7.1. 法制上の措置	13
7.2. 税制上の措置	13
7.3. 財政上及び金融上の支援	13
8. その他特定事業の実施に関し必要な事項	13
8.1. 議会の議決	13
8.2. 応募に伴う費用負担	13
8.3. 本事業に係る情報公開及び情報提供	13
9. 実施方針等に関する問合せ先	13
10. 添付書類等	13

1. 総則

須崎市立図書館（以下、「現図書館」という。）は、昭和 42 年に現在の場所（須崎市西古市町 6-15）にある須崎市立須崎公民館内に整備された。現図書館では、資料の収集、管理、貸出し、レファレンスサービスのほか、おはなし会やブックスタート、図書館まつり、子ども司書養成講座等の事業にも携わっている。

しかし、施設の規模は須崎市の人口に見合う広さを確保できていないため、十分な蔵書数の確保が難しいことや図書館内でのイベント開催が難しいことなどが課題であり、加えて、近年は老朽化も進み、早期の施設整備が課題となっている。

そこで、平成 30 年度の 12 月から 2 月まで「須崎流にぎやかな図書館を考える」をテーマとした、図書館づくりに向けた市民ワークショップを 3 回にわたり行い、住民の皆様から現図書館について、これから整備される図書館に期待することなど、さまざまなご意見をいただいた。また、令和元年度 1 月には、3 日間にわたって「須崎市図書館等複合施設検討サロン」を開催し、これまでの取り組みを紹介したうえで、新たな図書館等複合施設（以下「本施設」という。）への要望等についてご意見をいただいた。

これらのご意見を踏まえ、令和元年度 3 月に「須崎市図書館等複合施設基本構想及び建設構想」を策定。さらに、より具体的な方針を示すものとして令和 3 年度 12 月に「須崎市図書館等複合施設基本計画―海のまち図書館等複合施設づくりに向けて―」（以下、「基本計画」という。）を策定し、令和 4 年度 6 月には基本設計が完成した。

しかしながら、昨今の世界的な資材不足・建設費の高騰を受け、施設整備費の試算額が当初の想定を大きく上回る金額となった。そのため、本施設の整備を進めるにあたっては、低廉な施設整備及びコスト削減を目指して、官民連携手法の導入を検討することとした。

本方針は、これらの経緯を踏まえた上で、PFI 手法による事業実施を目標とし、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下、「PFI 法」という。）第 5 条の規定に基づき、事業の公平性及び透明性を確保することを目的として公表するものである。

2. 特定事業の選定に関する事項

2.1. 事業内容に関する事項

2.1.1. 事業名

須崎市図書館等複合施設整備事業（以下、「本事業」という。）

2.1.2. 公共施設等の種類

図書館及び基本計画を踏まえた必要な機能を有した複合施設

2.1.3. 公共施設等の管理者

須崎市長

2.1.4. 事業の目的

本施設においては、これまで実施した市民ワークショップや検討サロン等で市民の皆様からいただいた意見を参考としつつ、知の拠点として「知る」「学ぶ」「創造する」「研究する」等が可能となる機能を持たせること、そして、交流拠点として「集う」「参加する」「地域を探索する」ことにつながる機能を持たせることによって、市民の知的・文化的要望に応えられる施設を目指す。

また、現代社会を取り巻く状況は著しく変化しているため、少子高齢化や人口減少が進む地域の課題解決の一助にもなることや時代に沿った教育の場ともなり得ることを見据え、本施設においては、AIをはじめとする革新的な技術やICTに“手軽”かつ“日常的”に触れられる施設環境を目指す。

2.1.5. 事業の範囲

本事業は、契約事業者が施設整備（設計及び建設に関する業務）を遂行し、本施設の所有権を市に移転するまでをPFI事業の範囲とする。

契約事業者が行う業務の範囲の概要は、以下のとおりとし、具体的な業務の範囲については、本方針及び基本計画を基に、民間事業者との質疑応答を踏まえ、募集要項等公表の際に、事業の要求水準書（以下、「要求水準書」という。）で提示する。

- (ア) 事前調査業務
- (イ) 設計（基本設計、実施設計）業務
- (ウ) 施工業務
- (エ) 什器・備品等調達、設置業務
- (オ) 工事監理業務
- (カ) 都市計画決定の変更に関する資料作成の支援業務
- (キ) 開発に伴う申請等の業務
- (ク) 建設に伴う申請等の業務
- (ケ) 所有権移転に伴う申請等の業務
- (コ) その他、業務を実施するうえで必要な関連業務

2.1.6. 公共施設等の立地条件

所在地	高知県須崎市西糺町（別記① 位置図のとおり）
-----	------------------------

敷地面積	14,592 m ²
------	-----------------------

2.1.7. 公共施設等の基本コンセプト

本事業は、基本計画に記されたコンセプトを踏まえて施設整備を行うこととする。
(別記② 基本コンセプトのとおり)

2.1.8. 公共施設等の機能及び要件等

(1) 機能

本施設は、基本計画を踏まえた各種機能を有することとする。
(別記③ 各種機能のとおり)

(2) 施設要件

公共施設等の具体的な設計要件等は要求水準書で提示する。

(3) 敷地要件

整備対象施設の敷地及びその周辺インフラ整備状況は別記に示す。
(別記④ 敷地要件のとおり)

2.1.9. 事業の期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日より令和8年3月31日までとする。

2.1.10. 事業の方式

本事業は、PFI法に基づく事業契約を締結する。

事業方式はBT方式(注1)を前提とし、最終的には、優先交渉権者と市が協議のうえ決定し、事業契約に定める。

事業実施に必要な資金は、市と事業契約を締結した民間事業者(以下、「契約事業者」)が金融機関からの融資等により調達する。

(注1) 契約事業者が施設整備(設計・建設)を実施し、竣工後、施設の所有権を市に移転する。

2.1.11. 事業者の収入

契約事業者が実施する施設整備に要する対価は、本施設の所有権移転後に一括にて支払うことを基本とし、最終的には、優先交渉権者と市が協議のうえ決定し、事業契約に定める。

2.1.12. 遵守すべき法令等

契約事業者は、事業を実施するにあたり関係法令等(法律、政令、省令等)及び市の条例等(条例、規則、告示、訓令等)を遵守すること。

2.1.13. 事業のスケジュール

本事業のスケジュール(予定)は下表のとおり。

項目	日程
実施方針等の公表	令和4年8月26日
実施方針等に関する説明会の実施	令和4年9月6日
実施方針等に関する質問・意見及び個別対話の受付	令和4年9月16日
実施方針等に関する質問への回答公表	令和4年10月上旬
個別対話の実施	令和4年9月26日～10月7日

個別対話の回答公表	令和4年10月下旬
特定事業の選定及び公表	令和4年12月中旬
募集要項等の公表	令和4年12月中旬
募集要項等に関する質問の受付	令和5年1月中旬
募集要項等に関する質問の回答公表	令和5年2月上旬
参加表明書の提出〆切	令和5年2月中旬
企画提案書の提出〆切	令和5年3月下旬
優先交渉権者の決定	令和5年4月下旬
基本協定の締結	令和5年5月上旬
仮契約の締結	令和5年5月下旬
事業契約の締結	令和5年6月中旬
施設の所有権移転	令和8年3月頃

2.1.1. 実施方針等に関する説明会及び現地見学会の開催

実施方針等に関する説明会を次のとおり開催し、事業の内容、募集及び選定に関する事項等について市の考え方の説明と現地見学を行う。

(1) 実施方針等に関する説明会

項目	内容
説明会日時	令和4年9月6日（火） 14:00～16:00
説明会会場	須崎市総合保健福祉センター3階 研修室 （須崎市山手町1-7）
参加申込期限	令和4年9月5日（月） 正午まで
参加申込方法	実施方針等説明会参加申込書（様式1）に必要事項を記入の上、電子メールにて提出すること。 なお、参加人数は1企業2名までとする。
申込先	須崎市教育委員会 生涯学習課 電話：0889-42-8591 E-mail：syogail@city.susaki.lg.jp
備考	・実施方針等の資料は配布しないため各自で用意すること。 ・説明会の後、希望者に対して現地見学を案内します。

2.1.2. 実施方針等に関する個別対話の実施

市の意図と入札参加希望者の解釈との間に齟齬が生じないようにすることを目的に、実施方針等に関する個別対話を次のとおり開催し、事業の内容、募集及び選定に関する事項等について、意見交換を行う。

個別対話の内容は、事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、市ホームページにおいて公表する。

項目	内容
開催日程	令和4年9月26日（月）～10月7日（金）のうち市が指定する日 1企業あたり20分程度を想定
実施会場	須崎市役所 又は 須崎市総合保健福祉センター（須崎市山手町1-7）
参加申込期限	令和4年9月16日（金） 正午まで
参加申込方法	実施方針等個別対話参加申込書（様式2-1）、個別対話確認事項（様式2-2）に必要事項を記入の上、電子メールにて提出すること。

	なお、参加人数は1企業4名までとする。
申込先	須崎市教育委員会 生涯学習課 電話：0889-42-8591 E-mail：syogail@city.susaki.lg.jp
備考	・実施方針等の資料は配布しないため各自で用意すること。 ・同一企業が複数回参加することは不可とする。

2.1.3. 実施方針等に関する質問・意見の受付

(1) 受付期間

令和4年8月29日（月）～令和4年9月16日（金） 正午まで

(2) 受付方法

実施方針等に関する質問及び意見書（様式3）に記入の上、須崎市教育委員会 生涯学習課まで電子メールにて提出すること。

(3) 公表

受け付けた質問・意見に対する回答は、令和4年10月上旬に市ホームページにおいて公表する。

(4) 実施方針等の変更

民間事業者からの意見を踏まえ、特定事業の選定までに実施方針等の内容を見直し、実施方針等の変更を行うことがある。なお、変更を行った場合には、速やかにその内容を市ホームページにて公表する。

2.2. 特定事業の選定方法等に関する事項

2.2.1. 特定事業の選定に関する考え方

市は、本事業についてPFI法に基づき実施した場合と市が自ら実施した場合とを比較し、市の財政負担の縮減や、より価値の高い施設整備が図られるものと判断した場合には、本事業をPFI法第7条に基づく特定事業として選定する。

2.2.2. 特定事業として選定する評価基準

特定事業として選定する基本的な評価基準は以下のとおり。

- ① 本施設の整備において、市が定める要求水準を上回ること。
- ② 本事業をPFI法に基づき実施した場合と市が自ら実施した場合とを比較し、整備される施設が同一水準にある場合においては、市の財政負担の縮減が期待できること。
- ③ 本事業をPFI法に基づき実施した場合と市が自ら実施した場合とを比較し、市の財政負担が同一水準にある場合においては、より価値の高い整備施設が期待できること。

2.2.3. 特定事業の選定結果の公表

本事業を特定事業として選定した場合は、その判断の結果を評価の内容とあわせ、速やかに市ホームページにおいて公表する。また、特定事業として選定しなかった場合においても、同様に公表する。

3. 事業者の募集及び選定に関する事項

3.1. 事業者の募集及び選定方法

3.1.1. 募集及び選定に関する基本的な考え方

本事業は、民間事業者が市の定める事業参画に必要な資格を有しており、かつ、提案内容が市の定める要求水準を満たすことを前提とする。また、より効率的・効果的な施設整備を求めるものであり、事業者の選定にあたっては、民間事業者の幅広い能力・ノウハウ、提案価格、施設や設備の性能等を総合的に評価する。

3.1.2. 募集の方法

2.1.13. に示す事業のスケジュールに従って、公募により募集する。なお、具体的な応募方法等については募集要項に定める。

3.1.3. 選定の方法

選定の方法は公募型プロポーザル方式を採用する。また、選定にあたっては、学識経験を有する者等で構成する須崎市図書館等複合施設審査委員会（以下、「審査委員会」という。）で審議し、優先交渉権者を決定する。

3.2. 応募者の備えるべき参加資格要件

3.2.1. 応募者の構成等

応募者の構成等に関する諸条件は以下のとおり。

- ① 応募者は、本事業の各業務にあたる複数の企業等で構成されるグループとする。
- ② 応募者は代表企業を1社定め、代表企業が応募手続きを行うものとする。
- ③ 応募者が特別目的会社を設立する場合、応募者を構成する者のうち、特別目的会社に出資を予定している者を「構成企業」、特別目的会社に出資を予定していない者で、業務を受託又は請け負うことを予定している者を「協力企業」として、該当する立場を参加表明書に明記するものとする。
- ④ 参加の意思を表明した構成企業及び協力企業の変更は原則として認めない。
- ⑤ 同一の応募者が複数の提案を行うことはできない。
- ⑥ 構成企業は、他の応募者の構成企業又は協力企業になることはできない。
- ⑦ 市内事業者や市内に拠点を持つ金融機関を、構成企業又は協力企業として応募者の構成に含めることを推奨する。なお、事業者の選定にあたっては、これを加点要件とする。

3.2.2. 構成企業及び協力企業の参加資格制限

次のいずれかに該当する者は、構成企業及び協力企業となることはできない。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- ② 建築士法（昭和25年法律第202号）第26条第2項の規定による事務所の閉鎖命令を受けている者。
- ③ 建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）第28条第3項又は第5項の規定による営業停止命令を受けている者。

- ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は更生手続開始の申立てをなされている者。ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受けた者で、その者に係る同法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定があった場合を除く。
- ⑤ 令和元年 9 月 1 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項による和議開始の申立てをしている者。
- ⑥ 令和元年 9 月 1 日以降に民事再生法第 21 条の第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合を除く。
- ⑦ 平成 18 年 4 月 30 日以前に会社法（平成 17 年法律第 86 号）の施行に伴う改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者。
- ⑧ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産の申立て（同法附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条又は第 133 条の規定による破産の申立てを含む。）がなされている者。
- ⑨ 参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限から事業者の選定が終了するまでの期間に、須崎市から入札参加資格停止の措置を受けている者。
- ⑩ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に違反し、公正取引委員会から排除措置等の命令を受けている者。
- ⑪ 最近 1 年間に於いて法人税、事業税、消費税、地方税を滞納している者。
- ⑫ 構成企業及び協力企業のいずれかで、他の応募者として参加している者。ただし、市が事業者との基本協定書を締結後、選定されなかった他の構成企業又は協力企業が、事業者の業務等を支援し、及び協力することは可能である。
- ⑬ 次に規定する暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力行為の常習者又はそのおそれのある者。
 - a. 暴力団とは、暴対法第 2 条第 2 号に規定する団体。
 - b. 暴力団員とは、暴力団の構成員。
 - c. 暴力団準構成員とは、暴力団以外の者であって暴力団の周辺にあり、これと交わりを持つ以下のいずれかに該当する者。
 - a) 暴力団の威力を背景に、暴対法第 2 条第 1 号に規定する暴力的不法行為等を行うおそれのある者。
 - b) 暴力団又は暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等、暴力団の維持、運営に協力し、又は関与する者。
- ⑭ 法務省による「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に規定する反社会的勢力である者。

3.2.3. 業務実施企業の参加資格要件

代表企業、構成企業及び協力企業のうち設計、建設、工事監理の各業務を行う者（事業者が設立する特別目的会社からこれらの業務を受託する者を含む。）は、それぞれ以下に示すア、イ、ウの要件を満たさなければならない。なお、複数の要件を満たす者は、当該複数業務を行うことができる。ただし、建設業務を行う者及びその関連企業は、工事監理業務を行うことはできない。

(1) 設計業務を行う者

設計業務を複数の設計企業で実施する場合は、以下に示す(ア)及び(イ)の要件について全ての企業が該当し、(ウ)の要件は少なくとも1社が該当すること。

- (ア) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (イ) 市の令和3・4年度の入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (ウ) 平成24年4月以降に、国・地方公共団体・特殊法人等から同種業務・類似業務を元請として受注した実績を有していること。
 - a. 同種業務の実績とは、過去10年間（平成24年4月1日から令和4年3月31日までに完了した業務）に、延床面積2,000㎡以上の図書館及び図書館を含む複合施設に係る基本及び実施設計業務を元請として、完了した実績とする。
 - b. 類似業務の実績とは、過去10年間平成24年4月1日から令和4年3月31日までに完了した業務）に、延床面積2,000㎡以上の図書館以外の文化施設機能を含む複合施設に係る基本及び実施設計業務を元請として、完了した実績とする。

(2) 建設業務を行う者

建設業務を複数の建設企業で実施する場合は、少なくとも1社が、以下に示すいずれの要件にも該当すること。

- (ア) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者であること。
- (イ) 市の令和3・4年度の入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (ウ) 建築工事一式について、経営事項審査の直近の総合評点が1,300点以上であること。
- (エ) 平成24年4月以降に、延べ面積2,000㎡以上の公共施設の施工実績を有していること。

(3) 工事監理業務を行う者

工事監理業務を複数の工事監理企業で実施する場合は、以下に示す(ア)及び(イ)の要件について全ての企業が該当し、(ウ)の要件は少なくとも1社が該当すること。

また、本業務は設計意図伝達業務を含むものとする。なお、工事監理業務は設計業務と兼任することは可とする。

- (ア) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- (イ) 市の令和3・4年度の入札参加資格者名簿に登録されていること
- (ウ) 平成24年4月以降に着手した延べ面積2,000㎡以上の公共施設の工事監理実績を有していること。

3.2.4. 参加資格の確認基準日

参加資格確認基準日は、募集要項に定める参加表明書の提出締切日とする。

3.2.5. 参加資格要件の喪失

参加資格を確認後、優先交渉権者決定の日までの間に、参加資格要件を満たさなくなった場合は、原則として応募者の参加資格を取り消すものとする。ただし、以下の場合において、記載の要件を満たした場合は、引き続き有効とする。

(1) 参加資格要件の確認基準日から応募及び提案に係る書類の提出の前日までに参加資格を喪失した場合

応募者及び協力企業のうち、1ないし複数の法人が参加資格を喪失した場合において、参加資格を喪失しなかった法人（以下「残存法人」という。）のみ又は参加資格を喪失した法人（以下「喪失法人」という。）と同等の能力・実績をもつ新たな法人を応募グループ又は協力企業として加えたうえで、応募グループの再編成を市に申請し、提案書の提出までに市が認めた場合。ただし、残存法人のみで応募グループの再編成を市に申請する場合は、当該残存法人のみで本実施方針に定める応募者の参加資格要件を満たしていることが必要である。

なお、当該申請では、喪失法人が行う予定であった業務を代替する法人の特定や、喪失法人が代表企業であった場合の新たな代表企業の特定も行うこととする（申し出の期限については、募集要項等において明らかにする）。

(2) 応募及び提案に係る書類の提出日から優先交渉権者決定日までに参加資格を喪失した場合

上記①と同様とする。ただし、応募グループのうち、代表企業が参加資格要件を喪失した場合は、当該応募者の参加資格を取り消すものとする。

3.3. 提案書類の取扱い

3.3.1. 書類の返却

提出を受けた提案書類等は返却しない。

3.3.2. 著作権

応募者から提出された提案書の著作権は応募者に帰属する。

ただし、市は本事業の公表その他市が必要と認める場合、優先交渉権者の提案書の一部又は全部を無償で使用、公表できるものとする。また、選定結果の公表に必要な範囲で優先交渉権者以外の応募者の提案書の一部を無償で使用、公表できるものとする。公表にあたり、市は応募者と公表内容について協議をするものとする。

3.3.3. 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。これによって市が損失又は損害を被った場合は、当該応募者は、市に対して当該損失又は損害を補償及び賠償しなければならない。

3.4. 審査に関する事項

3.4.1. 提案等の審査

事業者の選定は、資格審査及び提案審査により行う。各審査の主な内容は以下に示すとおり。

- (ア) 事業者の選定は、参加資格の確認と提案審査の二段階に分けて実施する。
- (イ) 参加資格の確認は、本事業への応募を希望する者（以下「応募事業者」という。）に参加表明書及び参加資格確認に必要な書類（以下「参加表明書等」という。）の提出を求め、市が募集要項等に示す参加資格要件に基づき確認する。
- (ウ) 提案審査は、応募事業者から提出された提案審査書類について、審査基準に従い、審査委員会において提案内容を総合的に評価した上で、最優秀提案者を決定する。
- (エ) 提案審査書類の評価基準、提出方法等の詳細については、募集要項等に示す。なお、応募者が1者であった場合も同様に、参加資格の確認、提案審査を行うものとする。

3.4.2. 審査委員会の設置

PFI 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業に係る契約の締結に当たり、同法第 5 条第 1 項に規定する実施方針の策定、同法第 7 条に規定する特定事業及び同法第 8 条第 1 項の規定による事業者の選定についての審議及び審査を行うため、審査委員会を設置する。審査委員会の構成は、審査講評時に明らかにする。

3.4.3. 優先交渉権者の決定

市は、審査委員会から報告される審議の経過及び結果を踏まえ、提案価格及び提案書の内容を総合的に評価して優先交渉権者を決定する。

3.4.4. 優先交渉権者を選定しない場合

応募事業者の無い場合や、応募事業者の提案内容から市の要求する水準の達成が困難と判断した場合は、事業者を選定せず、PFI 法に基づく特定事業の選定を取り消すものとする。

3.5. 契約に関する事項

3.5.1. 基本協定の締結

市は、優先交渉者との間に、令和 5 年 5 月頃までに基本協定を締結する。

3.5.2. 事業契約の締結

市は、優先交渉者と仮事業契約を締結し、須崎市議会の議決を経た後に本契約とする。

4. 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

4.1. 予想される責任及びリスク分担

本事業におけるリスク分担に関する考え方は、想定されるリスクを可能な限り明確化した上で、リスクを最も適切に管理することができる者がそのリスクを負うものとする。

この考え方に基づいて、予想されるリスク及び市と民間事業者の責任分担は、別に示すリスク分担表（別記⑤ リスク分担表(案)のとおり）に基本的な考え方を定めるものとし、民間事業者からの意見を踏まえた上で、募集要項等で改めて提示する。

4.2. 事業の実施状況のモニタリング

4.2.1. モニタリングの実施

本事業の目的を達成するために、事業者が定められた業務を確実に遂行し、要求水準書に示されたサービス水準を達成しているか否かを確認するため、市でモニタリングを行う。

4.2.2. モニタリングの時期

市が行うモニタリングは、設計時、工事施工時、工事完成時の各段階において実施する。

(1) 基本設計・実施設計時

市は、事業者によって行われた設計が市の要求した性能に適合するものであるか否かについて確認を行う。

確認の結果、市の定める水準を下回ることが判明した場合、市は業務内容の改善を求め、事業者は市の改善要求に対し、自らの費用負担により改善措置を講ずるものとする。

(2) 工事施工時

事業者は、建築士法に規定される工事監理者を設置し、工事監理を行い、定期的に市から工事施工、工事監理の状況の確認を受ける。また、市の要請に応じて、工事施工の事前説明及び事後報告、工事現場での施工状況の確認を行う。

確認の結果、市の定める水準を下回ることが判明した場合、市は業務内容の改善を求め、事業者は市の改善要求に対し、自らの費用負担により改善措置を講ずるものとする。

(3) 工事完成・施設引き渡し時

事業者は、施工記録を用意して、現場で市の確認を受ける。この際、市は施設の状態が事業契約に定められた水準を満たしているか否かについて確認を行う。

確認の結果、市の定める水準を下回ることが判明した場合、市は業務内容の改善を求め、事業者は市の改善要求に対し、自らの費用負担により改善措置を講ずるものとする。

4.2.3. モニタリングの方法

モニタリングの基本的な実施方法については、募集要項等で提示する。具体的な方法は、市と特別目的会社とが合意の上でその仕組みを構築し、事業契約に定める。

4.2.4. モニタリングの結果

モニタリングの結果は、市から事業者に対して支払われるサービスの対価の算定等に反映され、要求水準書に示されたサービス水準を一定限度下回る場合には、サービスの対価の支払の延期や減額のほか、改善勧告、契約解除等の措置の対象となる。

4.2.5. モニタリングの費用負担

市が実施するモニタリングに係る費用は市の負担とする。事業者が実施するモニタリングに係る費用は民間事業者の負担とする

5. 事業契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業計画、基本協定又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は誠意をもって協議するものとし、一定期間内に協議が整わない場合の措置は、事業契約等に定めるものとする。

また、事業契約に関する紛争については、高知地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

6. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

6.1. 事業継続に関する基本的な考え方

本事業において、事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、特定事業契約で定める事由ごとに、市及び事業者の責任に応じて、必要な是正その他の措置を講じるものとする。事業者によって本事業の実施を継続することが困難となり、サービスの提供に支障が生じると判断された場合においては、特定事業契約の中途解除等を行うことがある。

6.2. 事業の継続が困難となった場合の措置

6.2.1. 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- ① 事業者の責めに帰すべき事由により、事業の継続が困難となった場合又はその懸念が生じた場合、市は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出と実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、市は、事業契約を解約することができる。
- ② 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業の継続が困難と合理的に認められる場合、市は、事業契約を解約することができる。
- ③ 上記①及び②により事業契約が解約された場合、市は、事業者に対して損害賠償の請求等を行うことができる。

6.2.2. 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- ① 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解約することができる。
- ② 上記により事業契約が解約された場合、事業者は、市に対して損害賠償の請求等を行うことができる。

6.2.3. 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市及び事業者の双方は、事業継続の可否について協議する。一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に、事前に書面でその旨を通知することにより、市又は事業者は、事業契約を解約することができる。

7. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

7.1. 法制上の措置

本事業に関する法制上の優遇措置等は想定していない。

7.2. 税制上の措置

本事業に関する税制上の優遇措置等は想定していない。

7.3. 財政上及び金融上の支援

市は、事業者に対する補助、出資等の支援は行わない。ただし、民間事業者が本事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合、市はこれらの支援を民間事業者が受けることができるよう努めるものとする。

8. その他特定事業の実施に関し必要な事項

8.1. 議会の議決

市は、債務負担行為及び事業契約の締結に関する議案を、令和5年6月定例会市議会に提出する予定である。

8.2. 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、すべて応募者の負担とする。

8.3. 本事業に係る情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、市のホームページを通じて公表する。

9. 実施方針等に関する問合せ先

担当部署：須崎市教育委員会 生涯学習課

住 所：〒785-8601 高知県須崎市山手町1番7号

電話番号：0889-42-8591（直通）

Eメール：syogail@city.susaki.lg.jp

10. 添付書類等

別記① 位置図

別記② 基本コンセプト

別記③ 各種機能

別記④ 敷地要件

別記⑤ リスク分担表(案)